

事 務 連 絡  
令和元年 10 月 13 日

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、  
新潟県、山梨県及び長野県 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

災害により被災した要援護障害者等への対応について

令和元年台風第 19 号による災害に伴い、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。別添 1 及び別添 2 の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、管内市区町村に対して周知を行う等、特段の御配慮をお願いいたします。

【別添 1 に関する問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係

TEL : 03-5253-1111（内線 : 3022, 3049）

Mail : shougai-kikaku@mhlw.go.jp

【別添 2 に関する問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

自立支援振興室障害者災害対策専門官 塩野

TEL : 03-5253-1111（内線 : 3072）

Mail : shiono-katsuaki@mhlw.go.jp